

【研究ノート】

ヘーゲル『論理学』有論における 有限性の論理

北澤 恒人

要 旨

本稿は、ヘーゲルの主著『論理学』の第1巻「有論」における「定有」の章について、とくに有限性の概念の論理展開を分析するとともに、これに注釈を加えたものである。テキストにはヘーゲル没後の1832年に刊行された第二版を用いた。

キーワード

定有、自己内有、即自有、向他有、有限性

ABSTRACT

Diese philosophische Monographie ist ein Kommentar zum Hegelschen Hauptwerk, der Wissenschaft der Logik, besonders zu den Begriffen vom Dasein und von der Endlichkeit in der zweiten Ausgabe der Lehre vom Sein, die wenige Monate nach Hegels Tod, im Jahre 1832, veröffentlicht wurde.

KEYWORDS

Dasein, Insichsein, Ansichsein,
Sein-für-Anderes, die Endlichkeit

はじめに

ヘーゲルの『論理学』は、ふつう「大論理学」と呼び慣わされているが、古今の哲学書の中でも明晰で一貫した読解がきわめて困難な著作の一つである。その邦訳（武市健人訳）に接したのは40年前のことだが、その時にはもちろん基本的な論理展開を理解することはまったくできなかった。それからほどなく、1977年に寺沢恒信氏による第1巻「存在論」初版の翻訳が出た。これもすぐに読み通すことはできなかったが、訳文の正確さと論理展開の明快な解説には驚嘆を覚えた。いつか寺沢氏のように大論理学の論理展開をつかめるようになりたいと思ったものである。その後も折に触れて大論理学に接してきたが、痛感したのは、その読解にはかなりの慣れと集中力が必要であるということである。雑務の合間に読むようなペースでは、その都度の自分の理解と解釈を忘れてしまうことになり、大論理学の論理展開を一貫して追求することはむずかしい。近ごろヘーゲルの大論理学を読み返しているが、この機会に自分なりの理解を記録しておきたいと思った。これが本稿を執筆した理由である。

本稿では、『論理学』第1巻「有論（存在論）」の第1篇「質（規定性）」第2章「定有」のB「有限性」の節を中心に読み進み、これに注釈を加えていく。この節の内容は、続くC「無限性」の節とともに、「定有」の章の転換点をなすものである。つまり第1章「有」と第3章「向自有」とをつなぐ「定有」の領域全体を揚棄していく役割を果たしている。したがって本来は、これらをまとめて取り上げるべきであろうが、分量が多くなるため、本稿では「有限性」に限定して取り上げてゆく。

『論理学』第1巻「有論（存在論）」には初版（1812年）と、大きく改変された第2版（序文の日付は1831年11月7日、刊行はヘーゲル没後の1832年）とがあり、普通読まれるのは第2版のほうである。とくに本稿で扱う「定有」の章は、第2版で配列が変更されており、内容の改変も著しい部分である。寺沢氏は第2版のこの章について、改善されている箇所もあるが、全体としては「改悪」であると評価している。寺沢氏のこの評価は、おおむね正しいだろうと思っているが、二つの版の刊行のあいだにヘーゲルの論理学構想、体系構想がどのように変化し展開していったかを十分に検討したあとでなければ、正確には判断できないだろう。自分で優劣を論じるほどには『論理学』を読み込んでいない現状では、判断保留としておきたい。そして改変された第2版にもとづいて読んでゆく。

テキストとして用いたのはズーアカンプ版で、引用箇所はその第5巻のページ数のみを記した。第6巻の「本質論」「概念論」からの引用の場合には、ページ数の前にローマ数字のVIを付した。部分的に邦訳を参照した。初版の寺沢訳も参考にしたが、Seinの訳語については、寺沢訳の「存在」ではなくて、武市訳の「有」を採用した。理由は二つある。ヘーゲルは論理学の一般的区分について解説して、「客観的論理学」がかつての「形而上学に取って代わるもの」だと述べている。とくに「存在 (Ens) 一般の本性を究明するとされた形而上学の部門」である「存在論 *Ontologie*」

に取って代わるものだと。そしてその「存在 (Ens)」のうちには「有 Sein」と「本質 Wesen」とが含まれるという(61)。この文章は、『論理学』が何よりも存在論的に *ontologisch* 理解されるべきであることを示しているが、また「存在」の特殊な内容が「有」のレベルで考察されるとともに、その根拠としての「本質」のレベルからも考察されるということを予告している。これが第一の理由である。もう一つの理由は「存在」という語の意味が狭いように感じるためである。たとえば、*Insichsein* という語は、本文で述べるように、「自己内にあること」だけでなく「自己内にあるもの」をも意味するから、「自己内有」と訳す。同じく *Am-Etwas-Sein* は「或るもののもとにあること」であるだけでなく、「或るもののもとにあるもの」でもあって、或るものが「自己のもとに *an sich* あること」であるだけでなく、或るものが「自分のもとに *an ihm* もっているもの」でもある。「存在」という訳語では、*haben* のニュアンスが出てこない。さらに「有論」においても「である」「であらぬ」という繫辞 (*Kopula*) の意味を使って議論する場面があるが、この意味が「存在」という訳語では表現されなくなってしまう。これらの理由から、本稿では「有」という訳語を用いた。これに伴って、これまでの翻訳では「他在」と訳されてきた語 *Anderssein* についても、本稿では「他である」という意味で「他有」という訳語を当てている(適宜、「他である」を補足した)。

テキスト・参考文献

Eva Moldenhauer, Karl Markus Michel (hrsg.), G. W. F. Hegel Werke in 20 Bänden. Bd.5, Wissenschaft der Logik I. 1974, Bd.6, Wissenschaft der Logik II. 1975, Suhrkamp Verlag.

武市健人訳 『ヘーゲル全集 6a 改譯 大論理学 上巻の1』 1956年 岩波書店

山口祐弘訳 『ヘーゲル論理の学 第1巻 存在論』 2012年 作品社

寺沢恒信訳 『ヘーゲル 大論理学 1』 1977年 以文社

Dieter Henrich, *Anfang und Methode der Logik*. (in) *Hegel im Kontext*. 1971 Suhrkamp Verlag.

D. ヘンリッヒ 『ヘーゲル哲学のコンテクスト』 第3章「論理学の始元と方法」 中埜肇監訳〈第3章、中澤則夫訳〉 哲書房 1987

1. 純粹有と成の論理

本稿がおもに考察の対象とするのは、第2章「定有」のなかの「有限性」の節であるが、「定有」を語るためには、第1章「有」に立ち戻らなければならない。つまり『論理学』の始まりをみておかなければならない。本文の始まりは次の通りである。

「有、純粹有。それ以上のいかなる規定もたない。それは、その無規定的な直接性にあつては、ただ自己自身と同等であるだけ。自己内においても、外に向かつては差異をもたない。」(82)

ヘーゲル自身が「何を学の始元としなければならないか」と論じているように、この始まりそ

のものが、「始元」論と呼ばれるさまざまな解釈がなされる難しいテーマの一つである。たとえばヘンリッヒにしたがえば、有の論理は次のような仕方では解釈し直されている(邦訳108-112頁)。

- (1) 有は「自己規定(限定)」として無を統一している。あるいは、絶対的な存在可能 *Seinkönnen* としての有から成への移行が生ずる。
- (2) 有は、1つの思想・思惟規定であり、思惟されることと思惟することとの差異を前提する。
- (3) 有の概念が、あらゆる存在者の捨象と解される。
- (4) 始元の有が、判断における繫辞と解される。

これらの再解釈には、それぞれもっともらしい理由がある。

たとえば(2)の解釈は、「論理学は純粋学である」(67)である以上、学 *Wissenschaft* の内部には知 *Wissen* が働いているという理解にもとづくものであろう。しかしこの知とは、『精神現象学』の成果である絶対知であり、「真理になった確信」(67)である。この確信は対象を自己自身として知るとともに、対象的なものに対立するというおのれの知の働きを揚棄してしまっている。したがって(2)の解釈は、このような純粋な知がそれ自身「知であることをやめている」(68)というヘーゲルの説明を無視しなければ、維持できない。

(3)の解釈は、単純で直接的なものとしての有がじつは「捨象の成果」(104)であるともされることで正当化されるようにみえよう。またその典拠として「概念論」第3章「絶対的理念」の説明を引き合いに出すこともできる。そこでは、始元は「最高に単純な本性のもの」であり、その内容は「直接的なもの」、「抽象的(捨象的)な普遍性」という形式をもつものであるとされる(VI, 553)。しかしヘーゲルはその際に、この普遍性が、有(存在)と対立する思惟の規定ではないと注意している。この注記は(3)の解釈を棄却する。つまりその普遍性は、感性的直観や表象から捨象という操作によって取り出されてくるわけではない。抽象的な普遍性は「抽象的な自己関係」でもあり、そのようなものでしかないがゆえに、直接的にそれ自身が「直接無媒介的なもの」である。そしてこの抽象的な自己関係がヘーゲルのいう「有」である(VI, 554)。

ヘーゲルの論理学はたしかに、学として知の全体をおおうものと考えられている。しかし、この知はもはや対象を外的に認識することではなくて、純粋な知である。この純粋な知の展開が学である。注意すべきなのは、この学はむしろ概念把握する思惟を地盤とするとはいえ、その思惟は外的な主観的な思惟ではないということである。

有の規定に立ち戻ると、純粋有は「無規定的な直接性」と「ただ自己自身とのみ同等」ということによって特徴づけられている。ただしヘーゲルは、「単純な直接性」そのものが「反省の表現」と注意している。その表現は「媒介されたものとの区別に関係している」(68)からである。同じことは「無規定的」についてもいえる。規定されていないということは、規定されていること(規定性)との区別にかかわる。同じく「同等」ということは「差異」や「区別」との区別に関係しているであろう。ヘーゲルがここで求めているのは、こうした外的な反省・区別を持ち込むことなしに、純粋に有をとらえることである。

「それゆえこの単純な直接性は、その真の表現では、純粹有である」(68)。

純粹有は本質的に、これを説明しようとすれば、外的な反省や外的な思考によらざるをえない、これらにとらわれざるをえないようなものである。「そのうちには何も直観されえない」から「純粹な空虚な直観作用」であるとか「空虚な思惟」であるとかといった表現は、いずれもそのような外的な思惟に基づく。そこで純粹有は実際には「無」にほかならない。だが「無」もまた、規定を欠如しているという点では、純粹有と同じものである。

「純粹な無。それは、自己自身との単純な同等性であり、完全な空虚、規定と内容を欠いているものであり、それ自身のうちで区別がないものである。」(83)

こうして純粹有と純粹無とが同じものであるということから、「成」の概念が生じてくる。ここでヘーゲルは、純粹有と純粹無は、「同じもの」でありながら「絶對的に区別されて」いるというように、矛盾した言い回しを用いる。また「真理であるもの」は、「有が無へ、また有が無へと、移行することではなくて、移行してしまっていること」(83)であるとも述べている。ヘーゲルが「移行してしまっていること」という完了の形や矛盾した言い方で表現しようとしているのは、有と無とが「区別」されながら「不可分」であり、不斷の交替運動のうちにのみあるということである。これが成である。有と無は、「それぞれが直接的に自分の反対のうちへ消滅する」のであり、それらの真理は「一方が他方へと直接的に消滅するというこの運動」である。成とは、この運動のなかで有と無は区別されているが、その区別が直接的に自己を解消してしまっているというような運動にほかならない。

純粹有が外的な反省の表現でしか説明できないように、成もまた、これを説明しようとすれば「同じ」とか「区別」といった反省の表現を用いてなざるをえない。しかし表現を換えて提示されているものは、成が、区別でありながらそれ自身において直接にこの区別が解消してしまうような不斷の運動であるということである。ヘーゲルは注解の中で、成果としての「成」が、「有と無との一面的ないし抽象的な統一ではない」と強調する。

「それはむしろ、純粹有が直接的で単純なものであり、そのために同じく純粹無であるという運動、純粹有と純粹無との区別はあるが、この区別が同じく自分を揚棄し、あらぬという運動である。」(95)

区別が「ある」とともに「あらぬ」という矛盾としてしか表現できないものが「成」である。そのうちに有と無とが「ある」とともに、それらが同じ、無区別であることによって「あらぬ」という矛盾である。この矛盾によって、自立的であるかにみえた有と無とは、二つの「契機」へなりさがる。すなわち、それぞれが他方から区別されながら、しかも他方と統一されており、揚棄されている。有は無との関係のうちであり、無へ移行してしまっていることとしては「消滅」である。無も有との関係のうちであり、有へ移行してしまっていることとしては「生起」である。

逆の言い方をしても同じである。有は無から移行してしまっていることとしては「生起」であり、無は有から移行してしまっていることとしては「消滅」である。成は、このような二重の運動としてある。

生起と消滅という二重の運動は、「それぞれが自体的に自己を揚棄し、それ自身のもとで自分の反対物である」(112)という関係にある。成のうちで「区別がある」という面、運動という面からすれば、成とは「支えを欠いた不安定」(113)である。このことが「成」の本質的な面である。しかし成は、区別が「ある」とともに「あらぬ」という矛盾である。生起と消滅は「区別された方向としても、互いに浸透しあい無効化しあう」(112)。有が消失して無となり、無が消失して有となるという運動であるから、成は「有と無一般の消失」である。しかし有と無との区別が消失するならば、両者の区別にもとづく成そのものも消失することになる。「区別があらぬ」ということによって、不安定としての成は「静止的な成果」のうちに沈み込む。それは「有と無の統一が静止的な単純性となったもの」(113)である。運動が消失して成果としてあらわれたこの静止的な単純性が「定有」である。

このように読んでくると、「定有」とは、区別が「ある」とともに「あらぬ」という自己矛盾した成の運動が、区別があらぬという一方の面で成立した成果であるということになる。そのことは、定有における有と無との統一が「有的な統一」、「一面的な統一」であるというヘーゲル自身の言葉に示されている。

「有と無との統一への移行 [としての] 成はこのように、その統一が有的としてある場合、いいかえればこれらの契機の一面的な直接的統一という形態をもつ場合に、定有である。」

(113)

純粹有と成という規定に関する注釈は以上のとおりであるが、もう一点、『論理学』において純粹有の論理を支えているものが本質的には反省運動であるということに注意を向けておきたい。ヘーゲルは注解の中で、『論理学』においては「有そのもの」が始元とされるが、この「始元の純粹な反省においては、移行がまだ隠されている」と述べている。「有がただ直接的なものとして措定されているから、有のもとに無がただ直接無媒介的に現れるだけ」(104)なのだという。ここでいわれる「純粹な反省」とは、有と無との相互移行としての統一、これまでみてきた生起と消滅という成の運動である。純粹有は直接的なものであり、無媒介に無であるから、有としての自分を否定することになるが、無で「ある」以上、またもや有であるという過程が成である。この面からすると、成は有が無としての自己を媒介として自己へ還帰する自己媒介として語ることもできる。その意味で「すでに成のうちにも、まったく抽象的な媒介がある」(124)のだが、この媒介はまだ措定されていない。この成の運動は、(外的な反省に対しては)矛盾の形態をとっているが、まだ自己否定の運動となっておらず、自己との否定的な統一に到達していない。いいかえれば矛盾として措定されていない。「学は学そのものの内部で、明確に本質から、あの一面的な直接性を、媒介された直接性として叙述するであろう」(104)といわれるように、直接無媒介的として記述さ

れた成の運動は、「本質論」において明確に反省規定として基礎づけられる。ただその論理は、有論において少しずつ明らかにされるし、部分的に第3章「向自有」においても展開される。これらの点はそれらの読解時に検討してゆく。

2. 『論理学』における「定有」章の位置

定有とは、直訳すれば「そこにあること」である。われわれ自身を含めてわれわれの周りにあると表象されるあらゆるものがそこにある、いいかえれば定有する。定有が『論理学』においてどのような位置を占めているか、文脈によってニュアンスの違いはあるが、第3章「向自有」の冒頭では、次のように説明される。

「始元の有は、規定を欠いている。[これに対して] 定有は、揚棄されてはいるが・しかしただ直接的にのみ揚棄された有である。それはさしあたり、ただそれ自身直接的な・第一の否定を包含するにすぎない。なるほど有が同じく包含されている。[直接的な否定と有との] 両者は、定有の中で、単純な統一のかたちで一つにされているが、しかしまさにそのために、即自的には互いにまだ不等である。それらの統一はまだ措定されていない。それゆえ定有は、差別・二元論の領域であり、有限性の領野である。」(174)

先に見たように、有と無との区別が「ある」とともに「あらぬ」という自己矛盾した成の運動が、区別があらぬという一面で有的な統一として成立しているのが定有である。そこで定有の章全体は、第1篇「規定性」において第1章の有から第3章の向自有へと媒介する段階として位置づけることができる。すなわち成の運動に含まれていた有と無との統一が、その一面的な統一の形態を脱して「措定」され、この統一が単純な自己関係、自己との否定的な統一として展開されるようになるまでの移行段階である。この移行の段階が「有限性の領野」と呼ばれる。そして定有の章の中でさらに移行段階の位置を占めているのが、C「無限性」の節である。この粗略な見取り図を念頭に置いて、「定有」の章をみていく。

「定有」章の冒頭には簡単な定有の説明が示されている。

「定有は、規定された有である。定有の規定性は有的な規定性、質である。」(115)

「定有 Dasein」は、たんなる「有 Sein」ではなくて「規定された有」である。「そこに da」という部分に「規定されている」ということが示されている。定有は、有であるが、たんなる有ではあらぬ（非有）という意味で、有と非有との統一である。しかしそれだけの意味しかないから、定有そのものはまだいかなる規定をももっていない。定有が規定された有であるというのは、それが「無規定的」と規定されていることでしかない。しかし定有がこのように規定されていることが、いいかえると「規定性」であり、「質」である。定有そのものが規定性であって、両者は

まだ一体となっている。

通常の表象においては「そこにあるもの」はすべて、ある規定や性状、特性を備えている。その規定や性状などが「質」と総称される。ヘーゲル自身は定有を空間的に表象すべきではないと述べているが、定有の粗雑な表象としてはこれで十分である。しかし論理学のこの段階では定有は、そのように表象される具体的な質をもたない。

定有は、生起と消滅という成の運動が有的な統一として静止したものであるから、「有と無とが単純に一であること」(116)である。ここで有と無との統一ではなくて、「一であること」と表現されているのは、統一という語が外から比較して二者を外面的に結びつけるという主観的反省のニュアンスを帯びている(94)とヘーゲルが考えているためである。

「定有一般」についてヘーゲルが与える説明の中で重要なことは二つある。第一にここでは定有が前面に出てきているから、「定有の媒介である成は、定有の背後に存する」(116)ということである。成が自己を揚棄してしまっている以上、有的な統一としての定有のうちで、無はもはや無ではない。統一の契機としての「非有」(あらぬ)、有の否定である。そこで第二のポイントは、定有はその成からみれば、およそ「非有を伴う有」であり、「非有が有との単純な統一のうちに取り入れられている」(116)ということである。この「非有が有と統一していること」が前に、直接的で「有的な統一」と呼ばれたものであり、またヘーゲルのいう「規定性」である。この統一が「今や基礎に存する真なるもの」であり、この「基礎としての統一」の上に、「さらに進んだすべての規定」が、といっても定有の領域における諸規定であるが、これらが「生じてくる」(118)と予告されている。

定有においてはさしあたり、規定性と有とは「両者の直接的な統一」という関係にあつて、両者は一体である。すなわち「それらの区別は措定されていない」(118)。しかし、

「規定性は、有的な規定性として、向自的に孤立させられると、質である。」(118)

たんに定有一般、(無規定的と)規定されていることというありかたをした単純な統一から、規定性が「有的」なものとして一面的に孤立させられると、「有的な規定性」というその統一のうちに含まれている二つの契機、すなわち有と非有との区別が生じる。ただし第二版の論理の展開を読むかぎりでは、この区別は外的な反省にもとづくように見える。ヘーゲル自身がここで「われわれの反省」(117)に言及しているのはそのためであろう。

有的な規定性としての「質」の中で、「有的」のほうに力点がある有的な質は「実在性」と規定される。定有一般における定有の面といってもよい。これに対して、有的な規定性である「質」の中の無の規定、つまりその非有の面、「規定性」の面は「否定」として規定される。こうして「質」という有的な規定性そのものが、「実在性」と「否定」という「区別された反省された規定性」(118)として提示される。ヘーゲルはここでこの規定性が「措定される」と表現しているが、先にも触れたように、第二版の記述では、実在性と否定とが反省関係にある2規定であるということは、外的な反省に属する洞察であるから、実際には(定有そのものにおいて)まだ措定されていない。

ここでの「否定」は「たんなる欠如」としての質にすぎず、それによって否定されるものがまだないという否定、いいかえれば「ではない」という意味しか持たない。それはまだ定有そのものと一体であって、「非有を伴って規定された一つの定有・質」(118)であるにすぎない。したがって、ここでの「実在性」と「否定」との区別も実際には区別でないようなもの、「無的な」区別であるにすぎない。

「定有のもとでは、定有の規定性が質として区別された。定有するものとしての質のもとには、区別がある。実在性と否定という区別である。ところで、定有のもとにこれらの区別項がどれほど現前していようと、それらはまた無的であり、揚棄されている。」(122)

したがって、区別があるかのようにみえた「質一般」は、実際にはまだ定有から「分離」されてはいない。定有は、実在性と否定という内的な区別・しかし揚棄された区別を媒介として、ようやく「規定された質的な有」(123)となったにすぎない。とはいえ、区別の揚棄は最初の定有へ立ち戻ることではない。質的な有の単純性は少なくとも、始まりの「規定された有」としての定有の単純性すなわち非有を伴う有ではない。質的な定有のうちには、「定有一般」から規定性への移行、すなわち実在性と否定との「区別」が見出され、さらにこの区別が「揚棄」されるという媒介が包含されている。定有の概念は、この運動を介して「自己内へ反省している」(116)から、より高い段階へと高まっている。たとえ外的な反省に属するものであろうとも、定有の概念がこのようなものとして豊かにされることによって、定有はいまでは「定有するもの」と規定される。この「定有するもの」の別名が「或るもの Etwas」である。

或るものというカテゴリーはきわめて重要である。それは定有の章において「主体の萌芽」をなすものと位置づけられており、ヘーゲル哲学のもっとも重要な基本命題「実体は同時に主体と考えられるべきである」のさまざまな変形の一つ、もっとも抽象的なそれだからである。それは『論理学』において、成よりも一段階高く、自己媒介の運動、否定の否定、自己否定の運動の原型を提示している。この重要性を示す段落(123f.)を引いておこう。

「或るものは、否定の最初の否定[最初の・否定の否定]であり、単純な有的な自己関係としてある。定有、生命、思惟などは、本質的には自己を、定有するもの、生命的なもの、思惟するもの(自我)などと規定する。この規定は、普遍性としての定有、生命、思惟などにとどまらないために、また(神であらずに)神性[神たること]にとどまらないためにも、この上なく重要である。」(123)

ここで重要なのは、或るものは「最初の・否定の否定」であるということである。定有が質・規定性の区別というおのれの否定を介して、この否定を揚棄しておのれの単純性へ還帰しているものが、或るものである。これは、否定としての自己に自分が否定として関係するという否定の自己関係を示しているが、この自己関係は最初のものとしてまだ抽象的で「有的な」ものにとどまる。或るものよりも高次の概念である生命、思惟などはそれ自身、自らの否定の中でこれを揚棄して自己還帰するという力動をもつが、このような普遍としての概念は、そのような自己否定、自己規定を介して、「生きているもの」、「思惟

するもの」といったより具体的で実在的なものとして現れる。

「否定的なものの否定的なものは或るものとしては、たんに主体の始まりにすぎない。自己内含有は、ただはじめはまったく無規定的である。それはさらに進んで、さしあたり向自有するもの[自分に向かってあるもの]などとして自己を規定する。こうしてついに概念において初めて、主体の具体的な内実[=力]を獲得する。けれども、これらの規定の根底には、自己との否定的な統一が存在する。しかしこの場合に、第一の否定としての否定は、否定一般として、第二の否定すなわち否定の否定から区別されるべきである。否定の否定は、具体的な絶対的否定性である。これに対して第一の否定は、たんに抽象的な否定であるにすぎない。」(123f.)

ここに登場する「自己内含有 *Insichsein*」という語は、第一義的には文字どおり「自己のうちにあること」であり、そこから第二に「自己のうちにあるもの」、内面性を意味する。或るものは、否定の否定として自分に還帰したものとしてみれば、「自己のうちにある」ものである。自分の否定を揚棄して自分に還帰して自己と等しくなっているあり方、これが自己内含有である。ここでは抽象的に語られているが、対義語を考えると表象しやすい。その反対は「自己のうちにあること」、つまり「他者のうちにあること」である。ルソーは『人間不平等起源論』の中で「野生人はみずからのうちで生きている」のに対して、都市に暮らす文明人つまり「社会の中にいる人間は、みずからの外に生きており、他人の評価によってしか生きることができない」と述べている。他者のうちにあること、たえず他者の評価を気にかけることは、他者に従属している状態、自由ではない状態である。これに対して自己のうちにあることは、自立し自由であることを意味する。このように自己内含有は、自由とりわけ思惟することの自由の一契機である。

自己内含有はヘーゲルの用語法としては、さらに「自己のうちにあるもの」、たとえば外面に現れる行為について、その意図などの内面を意味する場合がある。この場合に自己内含有は、自己のうちにもっているもの、自己のうちに潜在的にあるものと読み替えることができよう。この意味での自己内含有は、「即自有」(自己のもとにあること)と重なる。しかし自己のうちにあることであっても、そのうちにもっているものとしての内面であっても、それが実際に能動的に働いて外面に現れ出ないならば、ないも同然である。自己内に引き籠もった自由は、美しくも無力であることもあるし、独善に転化することもある。自己内含有は有であるからには、現象し現実化し顕現しなければならない。もっと高次の自由は、他者と能動的にかかわり、しかも他者のうちにあっても自分を失わないという社会における自由の形態で現れてくる。

こうした広がりを持つ概念が自己内含有であるが、或るものにおいてはまだ形式的・抽象的なかたちで提示されているだけであり「無規定的」である。「自己との否定的統一」という自己媒介の形式が措定されているにすぎない。そのことが次節でみるように、「即自」(自体)と言い表される。自己のうちにあるものがまだ有(存在)をもたず、まだ即自有ではないということ、いかなる規定された内容をもたないということの意味している。いまだ抽象的な自己内含有が『論理学』において自己否定的な能動的な運動主体として現れるのは、ここで述べられているように、第3

章「向自有」の段階である。さらに十全な形では「本質論」における現実性の章や、「概念論」における理念論において展開される。そこでは、どのような否定（他者化・疎外化）のうちにあっても自己へと還帰し自己のうちにとどまるような「具体的な絶対的否定性」(124)として現れてくるであろう。

或るものは、最初の否定の否定として、単純な自己関係を回復しているが、これはまだ「有的な」自己関係であり、「有的な」否定の否定である。そのうちには、定有のなかの非有の契機が「質」における否定の契機として、否定一般として含まれてはいるが、これがまだ展開されてはいなかった。この否定が不断の自己否定として、成の契機としての無という意味で「無的な」否定の否定として展開してくると、或るものの本性そのものも「無的」であるということが明らかになる。それがB「有限性」の節の主題である。

3. 有限性の論理展開（1）

前節の初めの概略で示したように、定有の章全体が「差別・二元論の領域」、「有限性の領野」(174)である。そのため有限性の節には、定有の有限な本性を否定的に示すさまざまなカテゴリーが展開される。この展開はまず、前節の「或るもの」という概念が、外的に反省され分析されるところから始まる。

或るものはすべて、まず定有するものであり「或るもの」であるとともに、次に「他のもの *das Andere*」（他者）でもある。或るものが「他である *Anderssein*」（他有）とされるかどうかは、外的な比較に基づくものであって、或るものそのものにはかかわらない。しかし或るものはさらに、いずれも「他のもの」として規定されるから「同じもの *dasselbe*」(126)でもある。

この分析にもとづいて、「他のもの」という規定において「自己との同等性」が導出される。すなわち、他のものは或るものの他者（他のもの）というのではなくて、いずれも「それ自身における他者（他のもの）」であり、「それ自身の他者」（他のもの自身の他のもの）である。これは、他のものが自分に向き合うという意味で「向自的な他のもの *das Andere für sich*」(127)である。

向自的な他のもの（他者）という概念には、次のような規定が含まれる。それ自体が或るものではなくて他のものである以上「自己内で端的に不等なもの」であり、こうして「自己を否定するもの」であり、「自己を変化させるもの *das sich Verändernde*」であるという規定が含まれる。「自己を変化させるもの」という言葉には、自己を他者 *Anderes* にするもの、他のものになるものという内容が含まれている。

しかし、他のものが自己を否定して変化させていって到達するものは、同じく他のものである。変化させる（他のものになる）という仕方からみても「同じ」である。それゆえ他のものは、他のもの（同じもの）の内てただ自己と合致するだけである。こうしてこの他のものは、その概念において「他である」を揚棄し、これによって自己へ還帰したもの、つまり「自己と同一的な或るもの」(127)とされる。「他のもの」という概念に含まれるこのような論理的含意・構造を簡略

化して「他者自身の他者」の論理と呼ぶことにしたい。

この分析によって少なくとも、自己同一的な或るものと、たんなる他有（他である）という他のものとは、思想の上で「区別」されなければならないということが明らかにされた。或るものと他のものという外的な区別項はいずれも、「或るもの」の内に属する規定である。したがって、区別された両者のあいだの「関係」が、次に「或るもの」の内的な二重の関係として考察されなければならない。この関係を示す規定が「即自有 *Ansichsein*」（自己のもとにある）と「向他有 *Sein-für-Anderes*」（他のものに向かってある）である。

この考察において問題なのは、ヘーゲルが『論理学』初版の文章を別の文脈に移し替えていることである。初版の「定有」の章で「或るもの」の概念よりも前の箇所に記された文章が、多少の改変を加えられ、第二版では「或るもの」の概念が登場した後の「有限性」の節で用いられている。そのために、文脈上のずれが生じており、理解する上で混乱が生じる。

初版では「向他有」と「即自有」は、「定有」の二契機とされている。定有とは、「有と非有とが一つであるもの」である以上、そのうちに定有そのものと自分の非有すなわち「非定有」（定有であらぬ）という二契機が含まれている。そこで定有においてまず、非定有との関係が「自分であらぬ」＝「他である」との関係として「向他有」と規定される。次に、この「自分であらぬ」という中に「自分」すなわち定有が保持されているから、「向他有」から自分へ還帰して「即自有」という規定が出てくる。両者は互いに自分のうちに相手を含みあう「反省諸規定」である。基本的な論理は第二版でも同じであるが、向他有と即自有は「或るもの」の二契機・二規定とされており、これらの規定が導出される過程の基礎にあるのは「或るもの」である。或るものうちの非定有すなわち他のもの、他有（他である）の契機を介して、これとの「関係」すなわち「向他有」に対立する自己関係・自己同等性として「即自有」の契機が確立される。第二版では「定有するもの」あるいは「或るもの」とすべき箇所が、「定有」となっているために、理解しにくくなっている。ただ逆に、向他有と即自有とが、たんに反省関係にあるというだけではなく、両者がその反省関係の根拠としての或るものへ還帰していくという論理構造になっていることは明確である。

「両方の契機[向他有と即自有]は一にして同じものの二規定、すなわち或るものの二規定である。即自[自体]とは、向他有から出て自己内へと還帰してしまっているかぎりでの或るものである。しかし、或るものはまた自己のもとに[即自的に *an sich*]…あるいはそれのもとに *an ihm* ある規定あるいは事情をもっているが、それはこの事情がそれのもとで外面的であるかぎり、つまり向他有であるかぎりでのことである。」(129)

「即自 *das Ansich*」（自体）には二重の意味がある。或るものは、それが外的に他のものとの関係から取り出され孤立させられているかぎり、もはや「有」を持たない。いわば無に等しい。カント哲学でいわれる「物自体」とはこの意味での「即自的な物」である。「いっさいの向他有が捨象されるかぎりでの」物であり「あらゆる規定を失って、無として考えられるかぎりでの」(130)

の抽象物である。しかし、これは即自の一面である。即自はまた有へ、「即自的にある」もの（即自有）への出発点でもある。或るものは、向他有から自己内へ還帰してしまっているかぎり、無に等しい。先にみた「自己内有」はまだ「無規定的」であり、あらゆる規定を欠いていた。だが或るものは、おのれの非定有（定有であらぬ）すなわち向他有から自己内へ還帰してしまっている場合には、おのれの否定（非定有）を否定するものとして規定される。これが「即自」（自体）の他面である。或るものは、有をもたない即自として「自己内有の点」（125）となった。「点」は思想のうちにしかなく、定有するものではない。しかし点は「線」の始まりでもある。点にすぎない自己内有が、さらに外部へ向かって姿を現していく。その原動力が「向他有」である。

或るものはこれまでのところ無規定的であるから、それが或るものとされるか、他のものとされるかということは、外面的な考察に左右されていた。ここではまだ、或るものが規定されておらず、それが向かう他のものも無規定的である。だから、或るものが向かう他のものは、かりに「事情 Umstand」と呼ぶ以外にない。しかし自己内有の点としての或るものが自己のもとに（即自的に）規定を持つには、その或るものをめぐる「事情」のほうも「向他有」、つまり事情のほうからみて他のものである或るものに向かってあるという契機を備えていなければならない。

「向他有」と「即自有」という規定は或るものと他のものとの「関係」として出てきたが、これらは或るものの自己内に属する関係である。或るものの自己関係は即自有であり、この即自有の否定として向他有は、即自有を指示するし、即自有も向他有の否定としてあるから向他有を指示する。両者は区別されるが、相互に契機としあい、また同時に「或るもの」そのものの二契機である。両契機は区別を持つが、或るもののもとで同一的であり非分離である。

「向他有は、或るものの自己との統一の内で、その[或るものの]即自と同一的である。向他有はこのように或るもののもとに am Etwas ある。」(131)

こうして、或るものの即自すなわち「自己内有の点」と向他有とは「或るもののもとに」同一的である。だが向他有と即自有との区別を経て同一性へ還帰し「自己へと反省した規定性」も、それ自身が一つの質、「有的な規定性」として現れる。こうして或るものは、向他有の否定としてこれを契機とする即自として規定される。このような規定性と一つになった或るものが「規定」である。

「或るものは自分の向他有から自己内へ・即自へと反省し還帰していったが、この即自[自体]は、もはや抽象的な即自ではなくて、むしろ自分の向他有の否定として、向他有によって媒介されている。そこで向他有は即自の契機である。」(131f.)

この場合には即自そのものも当然、向他有の一契機であることになる。だがこの「或るもののもとに am Etwas」同一的である即自と向他有という二契機は、これらが区別され展開されると「自己のもとに an sich」と「それのもとに an ihm」というかたちに分解する。このことによって、規定としての或るもののもとで、「規定」と「性状」という規定性（規定されたあり方）が区

別される。

外面的にいえば「規定」とは、「単純な或るものうちにある即自（自体）」であるが、「本質的にはそれの他方の契機である（それのもとにあること An-ihm-Sein）との統一の内にあるような即自」（132）をいう。

「規定は、即自有としての肯定的な規定性である。自分の定有のうちにある或るもの〔定有している或るもの〕は、自分を規定する他のものともつれ合うが、このもつれ合いに対立してその即自有にしたがい続けるし、自分の自己同等性のうちに自己を保持し、自分の向他有の中でこの自己同等性を発揮する。」（132）

規定のこの説明は、ハーブを考えると表象しやすい。ハーブは固有の香りをもっており、他のハーブや素材と混ぜ合わされても、その独特の香りを失わず、調理されたものの中でそれを保持し、際立たせさえする(122)。この例そのものは、本質論で論じられる「特性」に関するものであるが、「規定」の本質的な部分にもあてはまる。

「或るもののもとにあるもの」あるいは「或るものが自分のもとに持っているもの」は、先に「事情」と表現されていた「直接的な・質的な有」（外的な自然）との対立の中で、即自有にしたがい自己同等性を発揮するとはいえ、もつれ合いを解消するわけではない。そこで或るもののもとにあるものうちで、そのもつれ合う側面が或るものの向他有すなわち「性状」として、即自有としての「規定」から分離される。或るものが「変化」という場合に、変化はさしあたり、向他有としての「性状」の面で「他のものとなること」（他者化）にすぎず、或るもの自身は（規定として）「変化」の中でも自己を保持するというように表象される。

「規定」と「性状」は、外面的には（外的反省において）このように区別されるが、両方の規定は本質的には「或るもののもとにあるもの」として統一されている二契機である。「規定」は、他のものであらぬというかたちで「他のもの」を含むことではじめて、即自有としての自己を保持する。したがって規定には「他のものである（他有）」が契機として含まれており、そうである以上、変化すなわち「他のものになること」に対応して、それ自身が他のあり方をせざるをえない、つまりそれ自身が変化することになる。規定に関するヘーゲルの記述(134)は不明瞭であるが、彼が言おうとしているのは、このようなことであろう。

「性状」については、「他のもの」の所で論じられた「他者自身の他者」の論理で説明される。向他有としての性状は、他者自身の他者と同じく、そのうちに他のものに対する他のものの関係すなわち否定的なものの否定的なものという自己関係を含む。この自己関係こそ或るものの「規定」、否定の否定としての規定をなすものである。性状は、外的な他のものうちに根拠を持つように見えるが、それ自身が自分の否定的な自己関係に依存している。いいかえれば、外部から規定が働くということは同時に、「或るものの固有の内在的な規定によって規定されている」（134）。しかしそのことによって、性状における変化は規定の変化でもあることになる。

「自己のもとに」と「それのもとに」、規定と性状という二契機が或るもののもとに相互に反

省しあい移行しあうことによって、両者の区別は揚棄される。「変化」についてはすでに、「向自的な他のもの」という概念を分析した際に、それが「自己内で端的に不等なもの」であり、「自己を否定するもの」であるから、「自己を変化させるもの *das sich Verändernde*」であるといわれていた。この変化、他のものになることがいまでは、「或るもののもとに」措定されている。というのは、或るものは、たんに向他有と反省関係にある即自有としての「規定」にすぎないのではなくて、むしろそれ自身が「変化」し、すなわち「他のものになり」、しかもこの「他である」を揚棄して即自有へ還帰した「規定」となっているからである。

「或るものは、こうして自己自身にもとづいて他のものに関係する。なぜなら、他有（他である）が、或るもの固有の契機として或るもの内に措定されたからである。或るものの自己内含有は、自己の内に否定を包括する。およそ或るものは、この自己内の否定を媒介として、自分の肯定的な定有を持っている。」(135)

「否定」という規定を外面的にふり返ってみると、はじめに定有の規定性の契機としては「たんなる欠如」(118)にすぎず、次に定有するものつまり或るものをなす契機としては、まず「非定有」でありさらに「向他有」であった。その否定がここでは、或るものの自己内含有をなし、その固有の契機であるような「他有」（他である）にまで展開している。或るものは、自分から質的に区別される「他のもの」の「他である」としてはじめて、或るものである。つまり、その「他のもの」を否定し揚棄することを媒介としてはじめて「自分の肯定的な定有」をもっている。この肯定的な定有が或るものの「質」である。「質」もはじめは、実在性と否定という直接的で「有的な規定性」であった。しかしいまでは、或るもののもとに同一的であった即自と向他有という二契機が、規定と性状として区別され展開されてから、或るもののうちへ還帰している。したがって或るものの質も、それだけ豊かになっており、たんに有的な規定性にすぎないのではなくて、「即自有的な規定性」(132)となっている。それはすぐ次にみる「限界」である。しかしこの質は本質的には「他である（他有）」、つまり他のものの「他有」である。そこで「或るものは、他のものと同じく、一つの他のものである」(135)ということが帰結する。「或るもの」が「一つの他のもの」であるということは、或るものは本質的に他のものになるということ、変化するものであるということの意味する。

「このような他のもの、すなわち或るものが否定の否定としてあるという自己内含有が、或るものの即自有である。」(135)

ヘーゲルがこれに続けて記述している移行の部分は不明瞭であるが、これまでのところを総括して、他有としての否定が次に「限界（境界）」として展開されることを予告している。他有はまず「否定の否定として、或るものの自己内含有と同一的であるもの」である。また、或るものどうしは「それ自身のもとにおける単純な否定」として、自分から（自分にもとづいて）他のものを否定するという仕方で互いに向き合っているが、ここに或るものの共通性が生じている（統合）。

とはいえ、さらに「それぞれが他のものを否定するように、お互いを分離しあつて」もいる。このようなものも一つの規定性、それが「限界（境界）」である。

4. 有限性の論理展開（2）

或るものは、否定の否定を自己内有としており、本質的には「他のもの」である。しかしこのことはさしあたり後景に退いている。まず限界の概念が外面的に分析されるが、この部分は比較的理解しやすい。或るものは、自分の「他のもの」を否定し揚棄するものとしてはじめて、或るものとしての規定性、「質」をもつ。この場合に「他のもの」が、或るものの外部に、やはり「質」をもつものとして向かい合っている。或るものはその「質」によって他のものから区別されるが、その質を浮かび上がらせるものが境界としての限界である。「限界」はまずは、或るものと他のものとの境界を意味する。この境界が展開されて、或るものの本質としての「限界」であることが明らかになる。

限界は第一に、他のものの非有（あらぬ）であるが、同時に或るもの一般の非有でもある。

或るものは、「自己自身に關係する直接的な定有」として、「他のものに対して」限界をもつ。したがって限界は「他のものの非有」であり、或るものは限界において、自分の他のものを限界づける。しかし他のものはそれ自身まだ、一つの或るもの一般である。したがって、或るものが他者に対してもつ限界は、また他のものが或るものとして、最初の或るものに対してもつ限界でもある。それはまた、最初の或るものの非有である。つまり或るものは限界づけられる。こうして限界は、他のものの非有であるとともに、「或るもの一般の非有」であることが示される。つまり限界において「或るものはあらぬ」ということになる。しかし限界は本質的には、同じく「他のものの非有」である。そこで或るものは、自分の限界によってはじめて「ある」ということになる。限界はこのように、或るものがそれによってあらぬとともにあるという矛盾を表現する。

「限界は、或るものと他のものとがそれによって〈ある〉とともに〈あらぬ〉ゆえんの媒介である」(136)。

限界は第二に、そのうちに或るものも他のものも「あらぬ」という点からみれば、両者のあいだの中間者であり、両者の他者である。

「両者〔或るものと他のもの〕は、相互の彼岸に、そして両者の限界の彼岸に、定有を持っている。それぞれの非有（あらぬ）としての限界は、両者の他のものである。」(137)

しかし限界は第三に、或るものと他のものを統一するものであるとともに、区別するものでもある。境界としての限界がなければ、或るものはたんに定有するもの一般であるにすぎない。或るものはすべて他のものでもあり、他のものもすべて或るものであるということになる。それ

らが互いに「区別」されるのは、境界によってである。或るものはまさに境界によって区別されるという点で、境界のうちに自己を保持する。しかし或るものは同時に、境界によって「区別」されるという点で「同じ」ものでもある。つまり区別がないということになる。これは矛盾である。一方で「或るものはただ限界のうちにのみ自己の定有をもつ」が、この或るものは他方で、限界のうちにのみある自己から自己を分離する。それは「自己を越えて、自己の非有を指示し、この非有のほうが自分の有であると言表し、これへと移行していく」(137f)。こうして自己の限界をもつ或るものは、限界のうちに定有をもつ自己と、自己の非有こそ自己の有とする自己とに分離する。これらのうち前者が「制限」として、後者が「当為」として展開される。

限界の概念のこのような分析によって、「自分の内在的な限界をもつ或るもの」という概念のうちには矛盾が含まれていることが示された。「この矛盾によって、或るものは自己を越えていくよう指示され駆り立てられる」(139)。このようになった或るものが「有限なもの」と規定される。或るものに内在的な限界の概念に含まれるこの矛盾は、有限性の節とそれに続く無限性の節の全体で展開されていく。

ところでヘーゲルは「限界においては向他非有、つまり他のものの質的な否定が際立ってくる」(135f)と述べて、「否定」のより新たな段階として「向他非有 Nichtsein-für-Anderes」という表現を用いている。直訳すれば、「他のものに向かってあらぬ」ということである。これまで或るものは、他のものに向かってある(他有)をその契機としているが、他のものであらぬ(非有)、あるいは他のものの他である(他有)というかたちで他のものを否定し、これを媒介として自己のもとにある(即自有)へ還帰するものとして考えられていた。これに対して向他非有は、たんに他のものの非有や他有にとどまらず、他のものへ能動的に向かい、そのうちで自己を発揮するというあり方を意味すると考えられる。『論理学』ではここでしかみられない表現である。先に挙げたハーブの例で考えると、料理の中でそれが変化し他のものとなっても、その中で外的な影響を制限して自分の香りを際立たせるというように、能動的に他のものを否定する働きを意味するであろう。この段階で能動的というのは言い過ぎかもしれないが、「他のもの」はそのような強い意味で否定されることによって、「自己内へ反省した或るものから遠ざけられる」(136)。他のもののこのような拒絶が、「他のものの質的な否定」である。そして「頂点にまで駆り立てられた質的な否定」(140)が「有限性」にほかならない。やがてその絶対的な他のもの、絶対的な否定として無限性がこれに対立するからである。両者のあいだにはいかなる媒介も成立しない。その意味で有限性は規定性(質)の「頂点」に位置する。この点で有限性の節、続く無限性の節は、「定有」章のみならず、有論第1篇「規定性」における転換点をなす。

有限性の節の中で、有限性そのものを論じている部分は三つに区分されているが、最初の部分は本質的には論理の展開に関わりのないエッセーであるため、二番目の部分からみていく。ここで展開される中心的なカテゴリーは、「制限 Schranke」と「当為 Sollen」である。

先に考察された「限界」の到達点は、「自分の内在的な限界をもつ或るもの」が「自分自身の矛盾」(自己矛盾)として措定されたものが、「有限なもの」である(139)ということであった。こ

のことをもう一度確認して、「有限な或るもの」という概念が提示される。

「しかし或るものは、…(中略)…自己内へ反省しており、規定および性状をそれのもとに an ihm 持つ自己内有として展開されている。より規定的に言えば、或るものは限界をそれのもとに持って おり、或るものに内在的なものと或るものの自己内有の質を構成するものとしてのこの限界が、有限性である。」(142)

或るもののもとに規定と性状とが相互に移行しあい、ともに自己を揚棄して、両者の区別と同一性が或るものの自己内有として確立された。これが或るものに「内在的な限界」である。或るものは、他のものの他であるとして、否定と他有を内在的なものとしている。この内在的な限界が或るものの自己内有の「質」をなす。この質はすでに或るものの「即自有的な規定性」(132)とも呼ばれていた。この質が「有限性」としては、「或るものに内在的なもの」つまり内在的な限界それ自身と、「或るものの自己内有の質」とに分かれて展開してゆく。

「…或るものには規定ならびに性状が帰属するが、この或るものの・自己との統一は、或るものの・自己自身に対して向けられた関係である。すなわち、或るものの即自有的な規定が、或るものの内在的な限界に関係し、或るもののうちでこの内在的な限界を否定するような関係である。」(142)

一つの文章の途中から引用したが、次の引用文を解釈する上で必要なためである。後半部は、解釈を加えた訳文にしてある。「或るものの自己との統一」は、規定と性状との同一性のことである。それが自己自身に向けられた関係となるということは、その同一性の中に区別項が生じて、これら対立しあう関係が生じてくるということであろう。この関係は「否定する関係」である。否定されるものは「或るものの内在的な限界」であり、否定するものは「或るものの即自有的な規定」である。つまり「自分の内在的な限界をもつ或るもの」が展開されて、或るものに「内在的な限界」を、或るものの「即自有的な規定」が否定していく関係となった。一つ前の引用文と対応させるならば、「或るものの自己内有の質」がここでは「或るものの即自有的な規定」といいかえられていることになる。

「自己と同一的な自己内有は、自分固有の非有としての自己自身に関係する。しかし、否定の否定として[関係するが]、〈同時にそれ [=自分の非有] の内に定有を保持するもの〉を否定するものとして、[関係する]。というのは、それが、それ [或るもの] の自己内有の質だからである。」(142)

この文章は、代名詞の指すものが不明確であり、一義的な解釈がむずかしい。訳文では代名詞の指す語を補ったが、文法的には無理な補足を含む。最初の主語の「自己と同一的な自己内有」は、一つ前の引用文の「或るものの自己との統一」と同じものであろうが、これがいまでは自分固有の非有(自分自身であらぬ)としての自己すなわち「自己の内在的な限界」に向かっていき、

これを否定するものとして関係する。自分の非有のうちに定有を保持するものとは、内在的な限界の概念のうちに含まれている「制限」の契機と解釈する。「その自己内有的の質」という句の「それ」が指示しているものは明確ではない。しかし二つ前の引用文には「或るものの自己内有的の質」という句が出てくるので、これと同じと解釈して、文法的には難があるが、或るものを指すと考える。では、この「自己内有的の質」の主語の「それes」は何を指すのだろうか。一つ前の引用文では「或るものの即自有」が内在的な限界を否定するといわれているから、ばくぜんと「否定すること」を指していると解釈しておくことにする。つまりこの部分は、或るものの自己内有的の質つまり即自有的な規定は、自分の非有(自分であらぬ)としての自己を否定することだという意味に解する。

「或るものの固有の限界は、こうして或るものによって、[否定的であるが] 同時に本質的であるような否定的なものとして措定されると、たんに限界そのものにすぎないのではなくて、むしろ〈制限〉である。」(142f.)

或るものの内在的な限界が、否定されるものとして措定された場合に、「制限」と呼ばれる。しかし、内在的な限界はまた、限界それ自身を否定するものとして、或るものの即自有的な規定でもあった。そこで限界はまた「規定そのものという即自有の規定性」(143)をもつ。

「それゆえこの即自有は、自己から区別されてもいる自己の限界に対する否定的な関係として、つまり制限としての自己に対する否定的な関係として、〈当為〉である。」(143)

こうして或るものの内在的な限界という概念が、それ自身のうちに制限と当為という区別を含んでいることが示された。或るものは、或るもの一般として「静止的・無関心的に」ある(定有する)場合には、自己の限界「と並んで neben」ある、あるいはその限界を質としてもつにすぎない(139, 143)。しかし或るものの即自有的な規定は、その固有の限界に対して否定的に関係する。そしてその限界が廃棄されるべきもの、超出されるべきものとされる場合にはじめて、それは制限となる。

「或るもの一般のもとにある限界が、制限であるためには、或るものは同時に自己自身のうちでその限界を超え出ていかなければならないし、それ自身のもとに、一つの非有的なものとしての限界に関係しなければならぬ。」(143)

この引用文中の「自己自身のうちで」と訳してある句(in sich selbst)は、第二版で追加されたものである。無理をすれば、「自己内へ還帰する」という用法にならって、「自己自身のうちへと」限界を超え出て行かなければならないと訳すことも可能である。或るものが限界のうちにとどまり、それ自身のもとに限界を超え出ていかないならば、限界は制限ではない。しかし或るものは「それ自身のもとに、一つの非有的なものとしての限界に関係」する。この関係は両義的である。或るものはその即自有的な規定によって、自分であらぬものとしての限界に対して否定的に関係し、この限界を制限として揚棄する。他方で或るものはこの制限としての限界を超え出て

ゆく場合に、まだあらぬという意味で非有的なものを自己とし、自己の即自有的な規定としてのこの自己に関係している。内在的な限界という概念のうちに含まれていたこの二重の意味において「或るものは自己自身を超え出て行く」(143)。自己を超出してゆくこの或るものが「有限なもの」である。

「有限なものはこうして、自己の規定が自己の限界にかかわる関係として自己を規定した。この関係において、規定のほうが当為であり、限界のほうは制限である。このように両者は、有限なもの[もつ二]契機である。それゆえ両者は、当為も制限もそれ自身が有限である。しかしただ制限だけが、有限なものとして措定されている。当為のほうは、ただ即自的のみ、それゆえわれわれにとってのみ、制限されている。」(143)

この引用文のはじめにあるように、いまでは或るものが自己の即自有的な規定と、制限としての自己の限界との「関係」として、自己を規定しており、このように規定されたものとしての或るものが「有限なもの」である。即自有的な規定は当為であるが、まさに即自有的なもの(自己のもとにあるもの)として、あらゆる制限を否定し揚棄するものとして現れるから、本質的には無限なものである。しかしこの無限なものは、制限との関係にあるかぎりでは、それ自身が有限なものであり、したがって有限な無限者である。ただ当為が有限であるということは、まだ有限なものそのもののもとに措定されていない。しかし当為の概念には、次のような本質的な矛盾が含まれている。

「あるべきものは〈ある〉し、かつ同時に〈あらぬ〉。」(143)

当為すなわち「まさにあるべき」ものは、まだ「あらぬ」ものであり、だからこそあるべきである。しかしそれが「ある」ことになれば、当為はもはや「あらぬ」ことになるから、それは「あるべき」ではない。したがって当為には本質的に、あらぬという「制限」が包含されている。当為は、あるべきであるという規定をもつが、同時にあつてはならぬと規定されている。有限なもの自身の規定、即自有的な規定である「当為」は、直接無媒介的に有限なもの「制限」に転倒する。有限なものがこのような矛盾であるということが、有限なもの自身の内含有をなす。或るものの内在的な限界という概念に含まれていた二つの契機、つまり即自有的な規定と内在的な限界そのものとは、当為と制限として展開されて、ついには有限なものにおける当為と制限との同一性、しかも制限としての同一性として規定された。

「有限なもの制限は、一つの外的なものではない。むしろ有限なもの固有の規定が、有限なもの制限でもある。そしてこの制限は、制限そのものであり、かつ当為でもある。制限は、両者の共通なものである。あるいはむしろ、両者がその内で同一的であるようなものである。」(144)

しかし、有限なものにおける当為と制限との同一性は同時に、当為としての同一性でもある。

「ところが、有限なものはさらに当為として、自分の制限を超え出ていく。有限なものの否定である同じ規定性〔すなわち制限〕が、揚棄されてもいる。そこでそれは、有限なものの即自有である。有限なものの限界はまた、有限なものの限界ではない。」(144)

だが有限なものは、制限を超え出ていく当為としても、制限と不可分であり、これを不可欠の契機としている。

「それゆえ或るものは当為として、自分の制限を超越している。しかし逆に、或るものはただ当為としてのみ、自分の制限を持っている。両者は不可分である。或るものが制限をもつのは、それが自分の規定の内に否定をもつかぎりにおいてであるが、規定はまた制限が揚棄されていることでもある。」(144)

こうして有限なものはその契機である当為としても、制限としても、自己であるとともに自己でないという矛盾的な同一性である。したがって有限なものは、また両者の「関係」としても両者の不可分な同一性であり、矛盾的な同一性である。有限なものの規定がもつ両契機はそれぞれ、当為は自分だけで制限を含み、制限は自分だけで当為を含んでいるが、相互に他方を否定するものと規定されている。それらは、相互を否定するという質をもっているから、質的に対立しあっている。有限なものは、両契機の同一性と対立という「関係」であるから、「自己内における矛盾」である。

「それら〔当為と制限〕の相互への関係が、有限なものそのものである。有限なものは、それら両者をおのれの自己内有の内に含んでいる。有限なものの規定がもつこれらの契機は、質的に互いに対立しあっている。制限は、当為の否定的なものとして規定されており、同じく当為は、制限の否定的なものとして規定されている〔からだ〕。こうして有限なものは、有限なものの自己内における矛盾である。有限なものは自己を揚棄して、消滅する。」(148)

しかし、有限なものはこの消滅において、消滅しない。というのは、有限なものの消滅は、第一にたしかに消滅そのものであるが、それだけでなく第二に、変化＝他になることでもある。しかし変化してなったこの他のものも有限なものであるから、それは有限なものへの移行であり、有限なものが自己と合致することである。したがって有限なものは、自己の消滅において「無限に」消滅しながら、「無限に」有限なものである。その契機である当為も自分だけで制限を含み、制限は自分だけで当為を含む。有限なものは「自己内における矛盾」として「無限に」あり続ける。それは自己を否定しながら、この否定を否定するという新しいあり方(有)を指し示している。それは否定の否定として、たえず制限としての自己に否定的に関係し、これを超出してゆく肯定的なものである。

「自己を超え出ていくこと、自らの否定を否定し、無限になるということこそ、有限なものそのものの本性である。」(150)

これまでの展開から明らかなように、無限性のカテゴリーは、有限なものを否定するものとして外面的に導入されるわけではない。むしろ有限なものはその否定的な本性によって、みずから「無限なもの」になる。したがって現在しているのはただ「無限なもの」だけである。

「無限性とは、その[有限者の]肯定的な規定であり、有限なものが真に即自的にあるところのものなのである。

こうして有限なものは、無限に[無限なものの中で]消失したのであり、あるもの(was ist)はただ〈無限なもの〉だけである。」(150)

有限なものが全体として消失し、全体が無限なものとなっている。これは「成」または「移行」である。無限なものが、有論の論理展開の主体として登場してきている。だが有限なもの無限なものという規定は、「本質的にはお互いを指示しあう」反省的な規定であるが(131)、このことはまだ顕在化していない。最後に引用した文章は、無限性の節からとったものであるが、無限性の節については稿を改めて考察することにする。